

PCAOB フラッシュレポート

PCAOB が監査基準書第2号の実施に関する報告書を発表

2005年11月30日、公開企業会計監視委員会（PCAOB）は、監査基準書第2号（AS2）、「財務諸表監査に関連して実施される財務報告に係る内部統制の監査」の実施について、PCAOBによる監視過程で特定した問題を議論する報告書を発表した。PCAOBの報告書では、監査法人の監査手法およびその適用が効率的で効果的な財務報告に係る内部統制（ICFR）の監査につながったかどうかについて監視の焦点をあてたと述べている。PCAOBは、以下の活動を通じて情報を入手し、その結論を報告書に記載している。

- (a) 2005年6月および7月に、PCAOBのスタッフが大手監査法人数社と面談し、AS2に関連する監査法人の監査手法のうち関連する部分を評価した
- (b) 当該監査法人に対する2005年度検査の中に404条適用対象企業の監査を含めた

当然のことではあるが、PCAOBは、利用可能な資源の限界、コントロールの整備、評価、テストに関して事前の研修受講や業務経験のあるスタッフの不足、発行会社と監査人に対して404条の導入のために与えられた時間の制約など、監査法人と発行会社の両方が初年度の導入に関して多くの課題に直面していることを指摘した。内部統制システムの整備を先送りしていたために相当の改善をする必要がある会社の場合には、難しい課題が更に多い。PCAOBはまた、このような困難な状況の下で実施された監査は、AS2において想定されている効果・効率はなく、また、経験や十分な時間と資源の配分から本来得られるベネフィットがPCAOBの期待する水準には達しておらず、この点は将来における課題であると報告している。

本報告書に記載された初年度におけるAS2の実施に関するPCAOBの所見は、その多くを検査の過程でPCAOBが入

手した情報に基づいている。PCAOBの所見は、下記に要約されているが、その詳細はPCAOBの報告書に説明されている。監査人が当年度以降の監査の中で焦点をあてる分野について言及しているため、会社にとってもこの所見を一読することは役に立つであろう。

所見には以下の事項が記載されている。

- **内部統制監査と財務諸表監査の統合：**
- **トップダウン・アプローチの採用：**
- **リスクアプローチの採用：**
- **他者の作業の利用：**
- **ウォークスルーの実施：**
- **補完的コントロールの評価：**
- **財務諸表の開示作成プロセスに係る内部統制のテスト：**
- **AS2の特定の事項の説明：**

添付のフラッシュ・レポートには、これらの事項の要約が記載されている。これらの事項がより詳細に説明されたPCAOBの報告書は、以下のサイトで入手することができる。

http://www.pcaobus.org/News_and_Events/News/2005/11-30.aspx

PCAOBは、報告書の中でAS2の実施を今後も注意深く監視し続けるつもりであると述べている。また、PCAOBは、多くの監査人が2005年度の検査プロセス前に実施すべきであったAS2の要件の一部を十分に反映できなかったことや、次年度以降の方針と方法論を改善する計画であることを認めたことも明らかにした。PCAOBはさらに、監査法人がICFRの監査の有効性と効率性を改善するために、PCAOBの報告書に記載されている多くの分野について監査手法と研修用資料を修正済みであると理解していると述

べている。PCAOBによれば、これらの修正は初年度の経験とこれまでのPCAOBの指針に基づくものである。

PCAOBは、できるだけ効果的・効率的な監査実施を妨げるような監査実務に注意を払い、監査法人に対して検査権限を行使し続ける予定である。PCAOBはまた、2005年5月16日の方針声明書においてこれまで提供してきた指針（2005年5月16日付のPCAOBフラッシュ・レポートを参照）や、3回にわたって公表された一連のPCAOBスタッフの質

問集（2004年6月23日、2004年10月6日および2004年11月22日付のPCAOBフラッシュ・レポート参照）を補足するために、AS2に関する解釈指針を発表し続ける意向である。

James DeLoach
Managing Director
Protiviti Inc.